

山本秀雄編

【屋久島歴史年表】

(前編)

山本秀雄先生に屋久島のあらゆる分野にわたる文献資料を紹介して頂いて参りましたが、創刊以来続いている連載が第七十回という大きな節目を迎えるのを記念し、今回は編集部より特別にお願いして『歴史年表』を編んでいただきました。紙数の関係で全体を一度に掲載できず申し訳ございませんが、この号は明治時代までとし、残りは次号に掲載させていただきます。屋久島の歴史に親しむ際に欠かせない座右の年表として、お手許でご愛用いただければ幸いです。

編集部

縄文前期

竊式、曾畑式、春日式の各土器などが一湊松山遺跡等より出土。

縄文後期

松山式、市来式、一湊式の各土器が、一湊松山遺跡等より出土。

縄文晩期

入佐式、黒川式、喜念式の各土器が、一湊松山遺跡等より出土。

弥生

弥生式土器等が、一湊松山遺跡等より出土。

推古十四

六〇六 掖玖人、隋煬帝使者朱寛の水先案内をして琉球国へ行く。

推古十五

六〇七 掖玖人再び朱寛の水先案内をして琉球国へ行く。

推古十六

六〇八 隋の朱寛らが琉球より持ってきたという布甲を見た小野妹子ら遣隋使は「夷邪久人の使用しているものである」と述べる。

推古十八

六一〇 この頃、日本の総人口、四百九十八万八千人。

推古二十四

六一六 三月、掖玖人三人、五月、七人、七月、二十人が大和に到着。街の屋敷に泊っていて、帰

還する前に没する。

舒明元

六二九 田部連が掖玖に遣わされる。翌年帰着。

舒明三

六三一 掖玖人が大和に到着。

大化元

六四五 班田発布。永田ハンダ、栗生ハンダ、安房及び湯泊にハルタあり。

天武六

六七八 多禰人大和朝廷へ入貢。

天武十一

六八三 掖玖人、多禰人、阿麻彌人が大和朝廷より禄を与えられる。

文武三

六九九 掖玖、多禰、奄美、度感らの人が大和朝廷に入貢し、位を授けられる。

大宝元

七〇一 掖玖、多禰を併せて多禰と称す。

大宝二

七〇二 八月、薩摩、多禰、隔化逆命於是発兵征討遂校戸置吏爲太宰府直轄となる。

和銅二

七〇九 国司を置く(種子島島間に国司庁の遺跡あり)

霊龜元

七一五 掖玖、南島、奄美、信覚、球美等が大和朝廷に貢納する。

天平五

七三三 多禰島益救郡の大領加理伽等百三十六人が氏姓を与えられる。



天平十四 七四二 太宰府を廃し、老岐対馬と共に擬郡司を置く。

天平十七 七四五 役人は本島に勤して筑前の国に籍を置く。

天平十七 七四五 全国の出挙稲(税制)制定される。本島は除外され免税となる。

天平勝宝五 七五三 遣唐使吉備真備、唐僧鑑真ら益救島に着く。

天平神護二 七六六 大飢饉あり、朝廷よりの救恤を受く。

宝龜元 七七〇 従四位中臣習宣阿曾麿、島司となる。

天長元 八二四 馭謨郡と益救郡とが合され、一郡とされる。多嶺は廃され大隈国に属することとなる。

延長五 九二七 この年完成の『延喜式』神名帳に「大隈国馭謨郡一座小・益救神社」とある。

承平年中 九三二〜七 この頃完成の和名抄に馭謨郡に謨賢、信有の二郷があるとある。

天喜二 一〇五四 馭謨郡に十三明神あり、とある。

保延年中 一一三五〜四〇 この頃、多嶺島等が島津荘に編入され、同荘内の新立荘をなす。

久安六 一一五〇 全国総人口、八百八十三万三千人。

寿永四 一一八五 三月、壇の浦に敗れた平家の残党が、安德帝を奉じて西海に逃れ、五月、硫黄島を皇居の地と定める。屋久島に上陸せる落武者数百、その中の有名人に主馬判官盛久等あり。三々五々各部落に散在して平家再興を企画、各地に城砦を築き、源氏の追討に備える。その遺跡、宮之浦に城ノ平古城屋敷、小瀬田に城ノ平、楠川に城ノ川、吉田に城山、永田に城ノ山、屋久町には平家ノ城を始め、各地に砦の遺跡あり。これ以前に近衛家の荘園となる。

文治四 一一八八 天野遠景らが、貴海島を平定。

建久二 一一九二 大浦口地頭となり上妻氏を代官として入部す。

建仁二 一二〇二 野間、熊毛、高野三氏をして統治させる。

建仁二 一二〇二 肥後守平信基、南海十二島に封じられ入部す。このとき本島の村数十四。この頃、鯉漁始まる。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元久元 一二〇四 四月、資盛らヤナ国(奄美大島)へ、平清房・忠綱等本島へ、宗親・通正等は黒島へ、各硫黄島より分遣される。

元龜元 一五七〇 泊如竹、生まれる。

元龜三 一五七二 芋生村を栗生村と改める。

天正二 一五七四 種子島時堯、永田城を補強。

天正七 一五七九 種子島時堯、守護島津氏による屋久島網子の三分の二の支配を再確認する。

天正十四 一五八六 種子島氏家老西村時玄の次男時智、屋久島に流される。

文禄元 一五九二 京都方広寺建立用材採取のため、島津氏の部将伊集院忠棟、島津忠長来島。島津義久「屋久島掟条々」を發布。屋久島木材の管外流出を禁ず。

文禄二 一五九三 種子島家臣美座時成、殺生をし、屋久島へ逃げる。

文禄四 一五九五 屋久島の武人、朝鮮役に従軍す。

慶長二 一五九七 屋久島、口永良部島、共に島津領となる。

慶長三 一五九八 朝鮮渡海の種子島勢の陣僧に永田の顕寿寺の日啓がいる。

慶長四 一五九九 太閤検地の実施で、屋久島高は山役浦役三千六百三十石余り。

慶長十一 一六〇六 屋久島の領主、種子島氏より島津以久となる。島津義久・義弘、屋久島置目を定める。

慶長十二 一五九七 西村時智、屋久島を出て椛津で没する。

慶長十三 一五九八 朝鮮渡海の種子島勢中の宮之浦の水手五右衛門ら、明の水陣と戦う。

慶長十四 一五九九 屋久島、再度種子島領となるが、島津氏の「借用」するところとなる。種子島氏、屋久島に代官を置き、毎年銀八貫を納めさせる。

慶長十五 一六〇六 島津の「屋久島借用」書類が焼失する。

慶長十四 一六〇九 島津琉球渡海勢、口永良部島に寄港。

慶長十七 一六一二 『種子島家譜』によると島津氏が屋久島代官に城下士中村与左衛門を任命。これ以降、屋久島は島津氏の直轄領となる。

元和六 一六二〇 屋久島、種子島と合せ、高五千六百二十五石となる。

寛永元 一六二四 島津氏の命令で航路開始され琉球貿易はじまる。船は十八反帆を使用。交易船により琉球諸導入。

寛永二 一六二五 屋久島島民、島津氏の鉄砲製造事件の証拠隠滅のため系図・武器・文献・古文書・記録等を没収焼却される。

寛永九 一六三二 泊如竹、琉球渡航。

寛永十 一六三三 幕府回国使、屋久島を調査。

寛永十二 一六三五 屋久島高、千三百七十四石余り。

寛永十五 一六三八 この年完成の『毛吹草』に、大隈名産として屋久島樽板があげられる。

寛永十九 一六四二 島津氏の記録によると、この年初めて屋久島代官が置かれる。

明暦元 一六五五 泊如竹、没する。

延宝八 一六八〇 屋久島蔵が焼失。

貞享三 一六八六 益救神社への参詣始まる。

元禄元 一六八八 宮之浦の釈迦堂が建立される。

元禄八 一六九五 代官を廃止し、屋久奉行を置く。初見、曾本重寛、塩浦長春。

元禄十 一六九七 現地に屋久島抑を置く。初見、碓山久包。

元禄十一 一六九八 種子島栖林、琉球王より甘蔗苗を貰い、種子島で栽培する。



元禄十三 一七〇〇 一湊に、朝鮮船が漂着。  
宝永五 一七〇八 シドッテイ、屋久島へ上陸。宮之浦に連行され、取り調べの後、坊津へ。

抑を廃止し、屋久島在番奉行を置く。初見、木脇喜兵衛。

宝永六 一七〇九 屋久奉行が屋久島奉行と呼称替えとなる。

島津藩の異国船遠見番所巡検使、屋久島を調査。

享保六 一七二二 この年、屋久島・口永良部島に焼酎屋が十軒ほどある。

享保十一 一七二六 手形所、抜木禁止令を定める。

享保内検で、屋久島・口永良部島の高千五百七十一石余り。

屋久島楠川村御検地竿次帳

享保十三 一七二八 『屋久島手形所規模帳』が定められる。

この年、屋久島の浮得銀は十一貫余りである。

享保十六 一七三一 宮之浦久本寺、焼失。二年後に再建。

延享三 一七三三 御帳付鉄砲持主改願帳(吉田村)

楠川の平左衛門の船、種子島住吉において破船する。

寛延元 一七四八 永田の船、種子島国上と坂井において、それぞれ破船。

屋久島の船、馬毛島において破船。

宝暦二 一七五二 種子島の台所船、宮之浦において破船。

宝暦五 一七五五 屋久島の総人口、五千六百六十四人。

宝暦六 一七五六 屋久島の材木の移出禁止令が定められる。

宝暦七 一七五七 永田の八太郎の船、種子島熊野において破船。

宝暦八 一七五八 屋久島の船、種子島池田において破船。

宝暦十一 一七六一

明和二 一七六五 屋久島の材木を盗んだ種子島の羽生五角右衛門ら罰せられる。

天明三 一七八三 飛魚漁始まる。

天明七 一七八七 全島検地千三百八十五石。この年、全国総人口二千七百五十八万六千人(六年前より百万人減、天明四年の大飢饉による)

寛政元 一七八九 屋久島の薬草類はすべて宮之浦蔵へ提出することが定められる。

寛政九 一七九七 永田の助蔵の船、官米を屋久島へ運ぶ際、種子島国上において破船。

文化三 一八〇六 この頃より楠川の集落が形成される。

文化五 一八〇八 樽作りに屋久杉の使用を止め、地杉を使うよう定められる。

文化九 一八一二 幕府天文方伊能忠敬、屋久島に上陸、測量。楠川は黒崎野の内に専用の作場を得る。

文化十一 一八一四 楠川で大火。

文政五 一八二二 清水川新掘方一卷書付

文政九 一八二六 宮之浦の亀太郎の船、官米を鹿児島へ運んでの帰り、風浪のため頼娃牧之内において破船。平木の藩外への移出が禁止される。

文政十 一八二七 切支丹宗門改帳

天保四 一八三三 種子島の休七の船、屋久島の平木を積み帰航中、大風のため頼娃牧之内において破船。

天保九 一八三八 宗門手札改帳留

天保十一 一八四〇 「脇元村」が史料に見える。

天保十二 一八四一 口永良部島の新岳爆発。老女一人死亡、元村が全焼する。

天保十四 一八四三 屋久島で樵の人数が不足する。

弘化三 一八四六 屋久島の鯉船、種子島莖永に漂着。漁師十人死亡。

嘉永元 一八四八 鯉漁船によって大島諸導入。

嘉永二 一八四九 全国総人口二千九百四十万八千人。

嘉永三 一八五〇 全島地検千三百八十四石、口永良部島百八十四石。

嘉永四 一八五一 この年の楠川の庄屋らの祝いの席の料理目録関係の史料が伝存している。

嘉永六 一八五二 貢税は、免本米、納平木。

安政三 一八五三 手形所、衣服の華美となるを禁止する。

安政五 一八五八 屋久島船、種子島安城に漂着、救助される。

安政六 一八五九 この年の平木の見本が楠川に伝存している。種子島上中之の善助、米を屋久島の人に売つたとして罰せられる。

文久二 一八六二 西郷隆盛、大島へ配流の途次、一湊に七泊。

元治元 一八六四 差入申置一札

明治元 一八六八 イギリス人十二人、朝鮮人九人、口永良部島に漂着。

明治二 一八六九 屋久島奉行を廃止し、生産奉行方の二等在番が置かれる。

明治四 一八七一 廃仏毀釈により全寺院が破壊される。

明治五 一八七二 郡治所が種子島に置かれ、その直轄となる。

明治六 一八七三 郡制改革で馭謨郡第六十区となり、戸長制により庄屋は副戸長となる。

明治八 一八七五 区は大区となり戸長役所が置かれる。郡治所は廃止、種子島に支庁が置かれ、その直轄となる。

明治八 一八七五 番所を校舎にして宮之浦小学校開設。

明治九 一八七六 大山県令、大阪商人に屋久島の杉の伐採を認めめる。

明治十 一八七七 「村持従前通破抑付度願」が大山県令より認められ、地元民は山林の村持が確定したものと理解する。

明治十一 一八七八 屋久島・種子島・鹿兒島間に榕城丸による定期運航が開始される。

明治十二 一八七九 一湊小学校、小瀬田小学校、金岳小学校ができる。

明治十二 一八七九 是枝千亀、永田で布教中に没する。

志戸子小学校ができる。

宮之浦に夜学会ができる。

屋久島の地租改正に着手。

支庁を廃し、鹿兒島郡役所の直轄となる。馭謨郡に戸長が六人置かれる。

この頃、一湊に初めて浄土真宗の寺が建つ。

これまでの変則小学校が正規小学校となる。

吉田小学校は永田小学校の分校となる。

屋久島の地租改正終了。

馭謨郡の戸長六人が四人になる。

官林調査が実施される。

全島の里道改修工事に着手。

中村汽船の榕城丸に代り、天真丸・両国丸が就航。

連合戸長役場制となり、宮之浦に、同村ほか七カ村連合戸長役場が置かれる。

栗生に山林引戻運動が起こる。戸長の反対により不成立。



明治十八 一八八五 大島金久支庁種子島出張所が設置され、鹿児島郡役所の所轄から離れる。

宮之浦に屋久島警察署が創設される。

栗生法華宗布教所開設。

明治十九 一八八六

従来の二学区を一学区に統合、宮之浦小学校のみ尋常小学校となる。他は簡易小学校。栗生を除く九カ村の小学校を簡易小学校とする。鹿児島大林区署宮之浦派出所が開設される。台風による屋久島・種子島の被害甚大。

明治二十 一八八七 この頃、平網を改良した天草網が作られ、普及する。

栗生小学を栗生小学校と改称。

栗生に真宗説教所創設。

明治二十一 一八八八

明治二十二 一八八九 口永良部島に青年の夜学舎ができる。馭謨郡は、上屋久村、下屋久村の二村となる。

上屋久村役場が宮之浦に置かれる。

官民有林環境踏査が行われる。

明治二十三 一八九〇

屋久島・種子島航路、開設。明津丸が就航。熊毛郡・馭謨郡は鹿児島地方裁判所・鹿児島区裁判所の管轄下となる。

栗生小学校初代校長に黒葛原藤太郎(兼成)就任。村内各簡易小学校長を兼務。

町村制実施により下屋久村設立(前年十一月村長・助役・収入役を選任して村政発足、役場を安房に置く)。

明治二十四 一八九一 鹿児島大林区署宮之浦派出所が屋久島小林区署となる。

明治二十五 一八九二 尾之間郵便局、開設。

明治二十六 一八九三

宮之浦・志戸子・一湊・永田・金岳の各小学校が三カ年間の尋常小学校となる。吉田小学校、再び一湊小学校の分校になる。小瀬田小学校が楠川小学校の分校になるともいう。大川丸が就航。

村内二カ部落を以て一小学校経営の方針決定。中間簡易小学校を廃止。新たに栗生尋常小学校を創立、補習科併設。

「山林誤謬訂願」が提出される。

屋久曾根で鯖釣が試みられる。この頃より坊泊・塩屋方面より鱈漁船が進出してくる。

明治二十八 一八九五

下屋久村役場、尾之間へ移転。

三島汽船株式会社設立。五月より屋久島・口永良部島・種子島航路に就く。

栗生に岳南高等小学校創立。

平内・尾之間・原・安房の各尋常小学校完成。

明治三十 一八九七

熊毛郡・馭謨郡が合併、熊毛郡となる。

紀川丸汽船運航、宮之浦、栗生、初めて寄港地となる。

海底電信が鹿児島と通じ、電報が打てるようになる。

屋久島灯台建設着工(二十一年竣工)。

熊毛汽船株式会社が創設される。

一湊において谷山の漁民と一湊の漁民の争闘があり、数名の負傷者が出る。

明治三十一 一八九八

栗生校新築移転。

鯖節製造が開始される。

明治三十二 一八九九

尾之間尋常小学校に二カ年補習科併設。